

し ゃ か い し ほ ん そ う ご う せ い び け い か く
社会資本総合整備計画

(ち い き じゅうたくけい かく あ き た けん だい せん し ち い き)
(地域住宅計画(秋田県大仙市地域))

だい せん し
大 仙 市

平成23年2月

社会资本総合整備計画（地域住宅計画）

計画の名称	大仙市地域		
都道府県名	秋田県	作成主体名	大仙市
計画期間	平成 23 年度 ~ 27 年度		

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

大仙市は、平成17年3月22日に1市6町1村が合併し人口約9万1千人、世帯数約3万世帯の地域である。（平成22年9月末）

秋田県の南部内陸部に位置し、面積は約866m²で、夏は比較的高温となり、冬は寒さが厳しく積雪も多く豪雪地帯に指定されている。

県南の交通の要衝に位置し、秋田新幹線・秋田自動車道等の高速交通機関に整備により首都圏からの一日行動圏に入っている。市の住宅事情は平成17年国勢調査によると一般世帯28,325世帯の内、持ち家24,116世帯（約85%）、借家4,209世帯（15%）（内訳、公営等借家677戸・民営借家2,776戸・給与借家423戸・その他間借り等333戸）で中心市街地の大曲地域に持ち家約40%、借家約79%が集中している。

少子高齢化の進展により、高齢化率29.6%となっており、今後益々進展するものと推計される。住宅政策としては、多様なニーズに対応した質の高い住居サービスの提供、既存公営住宅ストックの向上や活用、さらには良好な住環境に取組みながら、大仙市ならではの住まいづくりを進めていく。

2. 課題

○高齢化が全国的に上回るスピードで進展し、少子化の進行も著しく、人口の減少、過疎化傾向がつづいている状況にあって、高齢化に配慮した住宅が不足している。

○全国的に比べても、農村の持ち家志向が高く、その規模も比較的大きく、雪国としての居住水準も改善方向にあるが、質的水準の低い住宅も多数存在し、また、更新時期を、迎えた住宅が増加している。

○地域経済の活性化のため、地場産材の需要拡大と産業振興を推進することが課題となっている。

3. 計画の目標

- 「夢をもって暮らせる田園交流都市の住まいづくり」
- ・「まちづくりと一体となった住まいづくり」
 - ・「地域とともに暮らす安全・安心な住環境づくり」
 - ・「多様な居住形態やニーズに合った住まいづくり」
 - ・「地域特性を踏まえた市営住宅の再構築」

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	目標値		目標年度
				基準年度		
地域 住宅 計画	公営住宅等の木造住宅の割合	% DID地区を除く公営住宅等の木造住宅の割合 (木造公営住宅戸数/全市町村営住宅戸数)	96%	H23	97%	H27
地域 住宅 計画	市営住宅のバリアフリー化の割合	% 市営住宅の高齢者等のための設備がある割合	11%	H23	12%	H27
地域 住宅 計画	老朽化した公営住宅の割合	% 大仙市内における公営住宅等の管理戸数に対する耐用年数超過住宅戸数の割合	4%	H23	3%	H27

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 地域住宅計画に基づく事業（基幹事業）の概要

○公営住宅等整備事業

現在、市が管理する市営住宅のストック（戸）では、供給目標量を満たすことが難しい状況にあります。また、耐用年数が過ぎている住宅、老朽化が目立つ木造住宅もあることから、それらの団地による供給量と合わせて、その後の市営住宅の供給方法について検討する必要があります。建替えにあたっては、中核拠点・地域拠点への移転も視野にいれ検討します。

○公営住宅等ストック総合改善事業

老朽化している住宅や設備水準の低い住宅においては、地域や社会の居住ニーズに対応するため、長寿命化型改善事業を活用し計画的に改善・改修を進め、住宅機能の維持・向上を図る。

(2) 地域住宅計画に基づく事業（提案事業）の概要

○公営住宅の管理における事務の平準化、正確性が求められことから、管理システムによる電子化を推進する。

○既存木造住宅の建替えにおいては、地場産材を活用した木造住宅とし、自動車社会に対応した1戸2台の駐車場を整備する。

○住環境整備においては、景観性・安全性に配慮した外構・公園を整備する。

(3) 住環境整備事業の概要

(4) 関連社会資本整備事業の概要

(5) 効果促進事業の概要

天神前市営住宅建替地への児童遊園を造成し、遊具・砂場等を設置し、地域の子育て支援を図る。

(6) その他（関連事業）

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を社会资本総合整備計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

参考図面（地域住宅支援）

